



# 山形県公報

令和4年10月11日(火)  
第345号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……968
- 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

### 訓 令

- 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……969

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……971
- 認定鳥獣捕獲等事業者の認定……………(みどり自然課) ……972
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……973
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……974
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………975

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………976

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………979
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………980

規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第35号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則（平成21年7月県規則第54号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「18日」を「18日（1月間の日数（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」に改める。

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則（令和2年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「改正後の」を削り、「本則第1号」を「同規則本則第1号」に改める。

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第36号

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則（昭和49年5月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号」を「並びに第63条第3項第5号イ及び第6号」に改める。

第2条第1項及び第9条第1項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改める。

第10条第1項中「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に、「進<sup>ちよく</sup>捗」を「進<sup>ちよく</sup>捗」に改める。

別記様式第1号中「県証紙ちよ  
う付欄」を「県証紙貼付  
欄」に改め、「第68条の69第3項第5号イ」を削る。

別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第7号中「第68条の69第3項第5号イ」を削る。

別記様式第8号中

県証紙ちよ  
う付欄

を

県証紙貼付  
欄

に改め、「第68条の69第3項第6号」を削る。

別記様式第9号中「第68条の69第3項第6号」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ又は第6号の規定に基づく認定の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第1号から別記様式第3号まで及び別記様式第7号から別記様式第9号までの規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

**訓 令****山形県訓令第12号**庁 中  
出 先 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令**

職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「条例」という。）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求等)

第3条 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、総務事務システムにより、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあっては、育児休業承認請求書により行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

第7条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条第3項中「育児休業等計画書は、別記様式第2号」を「育児短時間勤務計画書は、別記様式第4号」に改める。

別記様式第1号中

|                                  |                                        |   |
|----------------------------------|----------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 育児休業    | <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長    | を |
| <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 |   |

|                                                                                                |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <input type="checkbox"/> (1) 育児休業（(2)から(4)まで掲げる育児休業を除く。）                                       | に、 |
| <input type="checkbox"/> (2) 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） |    |
| <input type="checkbox"/> (3) 育児休業の期間の最初の延長                                                     |    |
| <input type="checkbox"/> (4) 育児休業の期間の再度の延長                                                     |    |

「再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長」を「(2)、(4)」に、

|   |   |     |   |   |     |   |
|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | を |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |   |

|   |   |     |   |   |     |   |
|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | に |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |   |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |   |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |   |

改め、同様式の注書第1項及び第4項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同注書第5項中「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名

## 育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

## 記

|           |   |         |         |        |
|-----------|---|---------|---------|--------|
| 1 請求に係る子  |   |         |         |        |
| 氏         | 名 |         | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 2 請求者の計画  |   |         |         |        |
| 請 求 期 間   |   | 年 月 日から | 年 月 日まで |        |
| 再度の請求予定期間 |   | 年 月 日から | 年 月 日まで |        |
| 3 備 考     |   |         |         |        |

(注) 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「2 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

2 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第15号中「育児休業等計画書」を「養育状況変更届出書」に改め、同項第16号中「養育状況変更届出書」を「育児短時間勤務承認請求書」に改め、同項第17号を次のように改める。

(17) 育児短時間勤務計画書（育児休業規程別記様式第4号による。）

第31条第1項第18号中「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改める。

---

**告 示**

---

## 山形県告示第776号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和4年9月16日招集した山形県議会定例会は、同年10月7日閉会した。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第777号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者を次のとおり認定した。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 | 認定鳥獣捕獲等事業者の住所     | 代表者の氏名  | 認定年月日       |
|---------------|-------------------|---------|-------------|
| 合同会社生活支援サービス  | 西置賜郡白鷹町大字深山2372番地 | 須 田 信 一 | 令和 4. 9. 30 |

**山形県告示第778号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70%」を「年0.65%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年9月20日から適用する。
- 令和4年9月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第779号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年9月20日から適用する。
- 令和4年9月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第780号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 認可年月日  
令和4年10月3日

**山形県告示第781号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 遠 藤 和 彦   | 西置賜郡小国町大字大宮149番地 |
| 同        | 伊 藤 実 千 昌 | 同 田沢頭420番地       |
| 同        | 金 繁       | 同 小渡314番地        |
| 同        | 舟 山 数 夫   | 同 若山25番地         |
| 同        | 五 十 嵐 統 一 | 同 湯花129番地        |
| 同        | 木 村 梅 雄   | 同 針生103番地        |
| 同        | 木 村 洋 悦   | 同 貝少53番地         |
| 同        | 下 林 政 志   | 同 増岡593番地        |
| 同        | 大 谷 健 人   | 同 西142番地 3       |

山形県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 五 十 嵐 統 一 | 西置賜郡小国町大字湯花129番地 |
| 同        | 遠 藤 和 彦   | 同 大宮149番地        |
| 同        | 金 富 雄     | 同 若山118番地        |
| 同        | 木 村 梅 雄   | 同 針生103番地        |
| 同        | 木 村 洋 悦   | 同 貝少53番地         |
| 同        | 伊 藤 実 千 昌 | 同 田沢頭420番地       |
| 同        | 下 林 政 志   | 同 増岡593番地        |
| 同        | 金 繁       | 同 小渡314番地        |
| 同        | 大 谷 健 人   | 同 西142番地 3       |

**山形県告示第783号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 浜中余目線
- 2 供用開始の区間 酒田市広野字末広102番1から  
同 下通90番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月13日

**山形県告示第784号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年9月26日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

**山形県告示第785号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市藤吾地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年10月3日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第786号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年6月29日 指令置総建第36号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第二工区  
南陽市三間通字一丁場1065番1の一部、1066番の一部、字西上野1001番3の一部、1001番6、字中上野1118番1、1119番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
米沢市金池三丁目1番55号 置賜広域行政事務組合



## 教育委員会関係

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

#### 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第15号中「育児休業等計画書」を「養育状況変更届出書」に改め、同項第16号中「養育状況変更届出書」を「育児短時間勤務承認請求書」に改め、同項第17号を次のように改める。

（17）育児短時間勤務計画書（育児休業規程別記様式第4号による。）

第31条第2項第18号中「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

令和4年10月11日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 招集の日時 令和4年10月13日（木）午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- 令和5年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- 令和6年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 教職員の人事について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第77条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条に規定する育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）、大学院修学休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業をしている期間の2分の1の期間

イ 育児休業法第2条に規定する育児休業の承認を受けた期間（基準日以前6箇月以内の期間を超えて承認を受けた期間を含む。以下この号において同じ。）の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認を受けた期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

ロ 育児休業法第2条に規定する育児休業の承認を受けた期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認を受けた期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第78条第4項第1号中「育児休業、」を「育児休業（第77条第2項第2号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）」に改め、「（育児休業法第2条に規定する育児休業の承認を受けた期間（基準日以前6箇月以内の期間を超えて承認を受けた期間を含む。）の合計が1月以下となる場合にあっては、当該期間（基準日以前6箇月以内の期間内のものに限る。）を除く。）」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1月」を「1月（次に掲げる場合は、2週間）」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第12条第2項及び第3項を次のように改める。

2 育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、総務事務システムにより、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、育児休業（期間延長）承認請求書により行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

3 前2項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第12条の2第3項中「育児休業等計画書は、別記様式第3号の3」を「育児短時間勤務計画書は、別記様式第3号の7」に改める。

別表第3その他の項第9号の2中「後8週間」を「以後1年」に改める。  
別記様式第3号の2中

|                                  |                                        |
|----------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 育児休業    | <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長    |
| <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 |

(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。)

を

|                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> (1) 育児休業（(2)から(4)まで掲げる育児休業を除く。）                                           |
| <input type="checkbox"/> (2) 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） |
| <input type="checkbox"/> (3) 育児休業の期間の最初の延長                                                         |
| <input type="checkbox"/> (4) 育児休業の期間の再度の延長                                                         |

((2)、(4)、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。)

に、

|   |   |     |   |   |     |
|---|---|-----|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |

を

|   |   |     |   |   |     |
|---|---|-----|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |

に

改め、同様式の注書第1項中「請求書」を「請求書（育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）」に改め、同注書第4項を同注書第6項とし、同注書第3項中「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削り、「が効力を」を「の効力が」に、「期間等」を「期間等、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（育児休業条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」にあっては、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び育児休業の期間」に改め、同項を同注書第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

別記様式第3号の2の注書第2項を同注書第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう。

別記様式第3号の3を次のように改める。

別記様式第3号の3 削除

別記様式第3号の7を次のように改める。

様式第3号の7

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名

## 育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

## 記

|           |  |         |         |
|-----------|--|---------|---------|
| 1 請求に係る子  |  |         |         |
| 氏 名       |  | 生 年 月 日 | 年 月 日生  |
| 2 請求者の計画  |  |         |         |
| 請 求 期 間   |  | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 再度の請求予定期間 |  | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 備 考     |  |         |         |

(注) 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「2 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部改正)

2 山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 養育状況変更届出書（就業規程別記様式第3号の4による。）

(3) 育児短時間勤務（期間延長）承認請求書（就業規程別記様式第3号の6による。）

(4) 育児短時間勤務計画書（就業規程別記様式第3号の7による。）

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第9号**

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「1月」を「1月（次に掲げる場合は、2週間）」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第14条第2項及び第3項を次のように改める。

2 育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、総務事務システムにより、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあっては、育児休業（期間延長）承認請求書により行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

3 前2項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第14条中第4項を削り、同条第5項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第14条の2第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「育児休業等計画書は、別記様式第5号」を「育児短時間勤務計画書は、別記様式第7号」に改める。

別表第3その他の項第16号の2中「後8週間」を「以後1年」に改める。

別記様式第4号中

|                                        |                                        |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 育児休業          | <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長    |
| <input type="checkbox"/> 再度の育児休業       | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 |
| （再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。） |                                        |

を

- (1) 育児休業（(2)から(4)まで掲げる育児休業を除く。）
- (2) 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
- (3) 育児休業の期間の最初の延長
- (4) 育児休業の期間の再度の延長

（(2)、(4)、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。）

に、

|   |   |     |   |   |     |
|---|---|-----|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |

を

|   |   |     |   |   |     |
|---|---|-----|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |

に

改め、同様式の注書第1項中「請求書」を「請求書（育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）」に改め、同注書第4項を同注書第6項とし、同注書第3項中「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削り、「が効力を」を「の効力が」に、「期間等」を「期間等、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（育児休業条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）にあつては、当該非常勤職員の配偶者の氏名及び育児休業の期間」に改め、同項を同注書第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業等をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

別記様式第4号の注書第2項を同注書第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう。

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とし、別記様式第7号を別記様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属職 氏 名

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を  
 する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

記

|           |  |         |         |
|-----------|--|---------|---------|
| 1 請求に係る子  |  |         |         |
| 氏 名       |  | 生 年 月 日 | 年 月 日生  |
| 2 請求者の計画  |  |         |         |
| 請 求 期 間   |  | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 再度の請求予定期間 |  | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 備 考     |  |         |         |

- (注) 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく）提出すること。  
 2 「2 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。  
 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
 (山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正)  
 2 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。  
 第38条第1項第2号中「育児休業等計画書」を「養育状況変更届出書」に、同項第3号中「養育状況変更届出書」を「育児短時間勤務（期間延長）承認請求書」に、同条第4号中「育児短時間勤務（期間延長）承認請求書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月11日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「4,000円」を「12,000円」に改める。



附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）附則第18項の規定は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された看護業務手当は、改正後の規程の規定による看護業務手当の内払とみなす。

令和4年10月11日印刷  
令和4年10月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県